

令和3年7月30日

小豆島町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

小豆島町農業委員会
会 長 秋長 正幸

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、小豆島町農業委員会にかかる標記の5年後の指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地解消面積（5年後） 5 h a

【目標設定の考え方】

$$1 \text{ h a} / \text{年} \times 5 \text{ 年後} = 5 \text{ h a}$$

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

担い手に遊休農地の情報を提供し、再生利用により解消を目指す。

また、農地の利用状況調査の際に、遊休農地になる恐れのある農地を早期発見し、遊休農地になる前に対処する。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標（5年後） 1 0 7 h a

【目標設定の考え方】

$$9 2 \text{ h a} (3 \text{ 年} 3 \text{ 月} \text{ 現在}) + (3 \text{ h a} / \text{年} \times 5 \text{ 年後}) = 1 0 7 \text{ h a}$$

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

農地利用状況調査の情報等を、農業者、オリーブ課等関係機関に提供し、担い手への農地の利用集積の斡旋に努める。

また、農地中間管理機構との連携による農地の集積に取り組む。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標（5年後） 1.5経営体

【目標設定の考え方】

3経営体/年 × 5年後 = 1.5経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

農地利用状況調査の際に、優良空き農地の情報収集を実施し、新規参入の相談があった際に新規就農者へ斡旋する。